

技術からの法律と経済・経営と社会のひとつの見方(5)

影山法律特許事務所
弁護士・弁理士 影山 光太郎

目次

6. 経済との関係(続)

(6.5) 技術進歩と社会への影響

(6.6) 日本人は何故 inventive か。理科教育・技術教育・理科的文科人

(6.7) 人口増の問題

7. 社会との関係

(7.1) エントロピーとエントロピーの増大の法則

(7.2) エントロピーの理論の類推の試み

(7.3) エントロピーの理論の社会現象への類推の例

(7.4) エントロピーの社会への類推のまとめ

(7.5) 本稿との関係と補言

(7.6) 着想(原理)と着想の具体化(モデル)の類推適用

8. 本稿のまとめとあとがき

(8.1) 本稿のまとめ

(8.2) あとがき

本稿では次のように述べてきた。

第1回及び第2回で、技術－技術の見方、技術－脱炭素技術と再生可能エネルギー、原子力発電の問題

第3回で技術から見た法律について、技術を促進する法律(特許法)、技術を制約する法律(環境法等)、技術の独占と競争の自由を調整する法律(独占禁止法)を中心として述べた。

第4回で、技術から見た経済・経営について、経営については特にイノベーションを中心とし、経済については産業革命から出発して述べた。

今回第5回では、技術から見た経済の続きとして、技術進歩と社会に対する影響、社会主義は採り得ず資本主義をベースにその是正を考えるべきこと、人口増の問題等、より社会に関連する問題について述べ、最後に社会を見る見方としてエントロピーの類推について述べる。

6. 経済との関係(続)

(6.5) 技術進歩と社会への影響

(1) 技術の進歩によって社会が発展し、今日の状況が得られている。

しかし、技術の進歩によって格差が拡大したといわれる。世界の全人口の1%の富裕層が全資産の50%超を持っているとされ、さらにこれは増えているとされる(2015)。人間の能力、労力において本来このような差があるとは思われない。

その原因として、次のことが考えられる。

1つには、技術の進歩の果実が労働側でなく、資本側に多くなったことがあげられる(トマ・ピケティ著、山形浩生、守岡桜、森本正史訳『21世紀の資本』2014年、みすず書房)。

端的に言えば、「金^{かね}が金^{かね}を生む」社会になってきているといえる。人々の実感するところであろう。しかし、このことは極めて好ましくない。もちろん、技術の進歩のみでこうなったのではなく、金融技術等の「進歩」とその国際化・世界化により、これが拡大している。後出(3)③で述べるブランコ・ミラノヴィッチは、2022年1月7日の年頭に読売新聞で、金融の偏重が所得格差の拡大に拍車をかけているとする。

もう1つは、省力化により労働量が喪失しているところがあることがあげられる。低級労働及び一部の高級労働は残るが中間層は没落しているのではないかといわれる。ロボットでは対話は不可で、そのような必要がある部分が残る。しかし、安田洋祐は、別にブランコ・ミラノヴィッチを引用し、先進国の中間層にあたる人達(日本も)は所得が増えておらず没落していると感じられるのではないかとする。しかし、中国、インドなどグローバルの中間層は所得が増えている。それはそれで、よいのではないかとする。ただし、さらにその上の超富裕層の著しい所得増は問題とする(安田「歴史性・普遍性・異質性から見た経済」中島隆博編『人の資本主義』2021年、東京大学出版会)。

(2) 上記(1)に対する対処

① 技術の進歩による新産業の創出を図る。

例えば、脱炭素技術、医療関係等が考えられる。

これについて、本稿で繰り返し述べた(i)二次元的整理、三次元的考察、時系列による考察(第1回(2.5)等)、(ii)画期的な発明の生まれる素地(第2回(2.11)、第4回(5.4)等)の考えは、合わせて役立つであろう。もとより(ii)は、画期的に至らなくてもよい(画期的か否かは結果による)。(i)は外観(いわばマクロ的)からの見方であり、(ii)は行動(いわばミクロ的)からの見方ともいえる。

② 教育・再訓練

これは、(1)の比喻との対応でいえば、「努力^{かね}が金を生む」の一端といえる。

③ 最低限度の生活を保証する施策

適切な配分を目指す一部となる。

④ 富裕層からの資産税の徴収 (例)相続税

②～④の施策は、国家の介入・社会主義(社会民主主義)的施策である。

ところで、最近中国でも、習近平が「共同富裕」ということを唱えている。公平な社会の実現に向け経済格差の是正に取り組む姿勢を示している。これは、不動産価額が高騰し、給与所得者などには手が出なくなり、他方で共産党とつながり、利権を得た者などは高額所得を得て人民の不満が渦巻いていてこれに対処するためである(独立事業者は何とか対処するようである。従来から「上に政策あれば、下に対策あり」といわれる)。現実には、高収入の芸能人や情報産業で国家・党の統制の及び難いアリババやテンセント(騰訊)などから寄付をさせてアピールしている。しかし、明確な法制度が必要とされる。例えば、相続税の導入は不可避に必要と解せられる(当局は時期尚早というようだが、既得権を保護するこじつけである)。

なお、固定資産税も日本のようなものが無いが(ただし、土地は国有、国民は利用権のみ)、2021年10月に導入することが決められた(不動産説)。不動産市場の投機的な動きを抑えて住宅価格高騰に歯止めをかけるためという。「共同富裕」の一環である。5年間の試行期間を経て全国で導入を目指すと思われる(2021年10月24日付産経新聞)。

ところで、相続税の制度は興味深い。相続税の機能は、(i)人間は出生からなるべく平